

所定疾患施設療養費(Ⅱ)算定について

当施設では、入所者の医療ニーズに適切に対応するため、肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪といった**所定疾患**を発症した場合に、厚生労働省の定める算定要件に基づき「所定疾患施設療養費(Ⅱ)」を算定しております。

算定要件の概要

1. 肺炎等で治療を要する入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合、**1 回につき連続する 10 日間を限度に、月 1 回まで算定**を行います。
2. 緊急時施設療養費とは同時算定は行いません。
3. 対象疾患は以下の通り：
 - － 肺炎
 - － 尿路感染症
 - － 带状疱疹
 - － 蜂窩織炎
 - － 慢性心不全の増悪(令和 6 年度改定より)
4. 算定時には、診断根拠・診断日・治療内容を診療録に記載し、外部医療機関での検査・処置も情報提供を受けて記録します。
5. 算定状況は前年度分を毎年公表します。
6. 当施設医師は感染症対策に関する研修を受講しています。

疾患別の主な治療内容

- ・ **肺炎**: 血液検査、血中濃度測定、酸素吸入、抗生剤の点滴・内服
- ・ **尿路感染症**: 血液検査、尿検査、抗生剤の点滴・内服
- ・ **带状疱疹**: 抗ウイルス薬の点滴、消炎鎮痛剤投与
- ・ **蜂窩織炎**: 抗菌薬の点滴・内服
- ・ **慢性心不全の増悪**: 血液検査、酸素吸入、必要に応じた薬剤投与

2025 年 8 月 25 日

算定状況：介護老人保健施設 本庄ナーシングホーム

(令和6年度4月1日～令和7年度3月31日)

[illegible]

算定状況：介護老人保健施設 本庄ナーシングホーム

[illegible]